

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	11 件

北海道国民年金 事案 947

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から38年3月まで

私が20歳になった時に、父親がA町役場で国民年金に加入手続きをしてくれた。

満20歳の誕生日から結婚するまでの間、A町役場で保険料を納めたので心配無いと、父親がいつも口癖のように言っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である34年1か月間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、国民年金制度発足の昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金の加入期間である5年2か月間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年9月に払い出されており、その時点で申立期間は過年度分として納付可能な期間であり、当時、A町では、過年度分の納付書を交付していた可能性があったとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から41年3月まで

社会保険事務所に記録照会したところ、実家の両親が保険料を納付してくれていた記録があった。国民年金制度発足当時、実家を離れていたが、住民票は異動していなかったため、両親が加入手続をしてくれたものであり、実家に同居していた兄妹の分と併せて、両親が他の期間も納付してくれていたと思うので記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月にA町で国民年金被保険者資格を取得し、申立人の母親及び当時、両親と同居していた兄妹と連続番号で国民年金手帳記号番号の払出しを受け、38年11月にB町に住所変更手続をしているが、結婚による氏名変更手続が行われていないことから46年8月に不在決定されていること、41年5月の結婚と同時期に国民年金の加入手続をし、夫婦連続番号で改めて国民年金手帳記号番号が払い出されていることが社会保険庁の記録から確認できる。

また、申立期間当時、申立人及び両親と同居していた兄の国民年金保険料を納付していたと主張する申立人の母親は、国民年金制度発足当時の昭和36年4月から12年間すべての保険料を納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所への記録照会により統合された昭和37年4月から38年3月までの申立人の納付記録は、申立人の兄の納付日と同一日に保険料が納付されていることがA町の被保険者名簿から確認でき、申立人の母

親及び兄が申立期間について保険料を納付していることを踏まえると、申立人の国民年金保険料も納付したものと考えるのが自然である。

しかしながら、A町の被保険者名簿から、申立人の兄は、昭和38年4月から同年9月までの期間の保険料を同年7月19日に、38年10月から39年3月までの期間の保険料を38年10月14日に納付していることが確認でき、申立人は、38年11月10日にB町への住所変更手続きをしていることから、A町で昭和38年度の保険料は納付できるものの、39年度以降の保険料は納付することはできない上、申立人は結婚前に自分の保険料を納付した記憶は無いとしている。

加えて、昭和39年4月から41年3月までの期間の保険料は、41年5月に払い出された国民年金手帳記号番号で過年度分の保険料として納付可能な期間であるが、申立人は、結婚後、国民年金保険料については申立人の分のみを納付したことは無いとしており、夫の分も含めて二人分納付していたと主張しているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳の検認印から夫婦は同一日に納付していることが確認できるが、39年4月から41年3月までの期間は夫も未納記録となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

昭和38年度の国民年金保険料を完納しているにもかかわらず、昭和40年2月ごろに還付される理由が無い。還付通知書を見たことも無く、還付金を受け取った覚えも無いことから、還付したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入記録では、昭和40年3月20日の時点で38年4月7日にさかのぼって資格喪失されたことを理由に、現年度保険料として納付済みであった申立期間の保険料が還付されたこととなっている。この資格喪失については、申立人が38年4月20日に婚姻したことで、それまで強制加入であった申立人について、任意加入の届出がなされていなかったことにより、事務処理されたものと考えられるが、60年法改正前の国民年金法附則第6条の2の規定では、強制加入被保険者である者が任意加入被保険者となった日の属する月後における最初の4月までに保険料を納付した場合は、任意加入の届出が無かったとしても、任意加入被保険者とみなされることになっている。

一方、申立人には、国民年金の資格喪失手続及び保険料の還付手続を行った記憶が無いなど、これらの手続が申立人によって行われたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、特殊台帳に記載されている喪失年月日(昭和38年4月7日)が戸籍の婚姻日(昭和38年4月20日)より以前に資格喪失とされていることは不合理であること、及び前述の国民年金法附則第6条の2の規定により、申立人は申立期間において資格喪失とされる状況には無かったと認められることを併せて判断すると、申立期間は国民年金の被保険者期間であり、申立

期間の国民年金保険料については納付済みとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から43年3月まで

昭和45年10月5日に、41年8月までさかのぼって夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、それまでの国民年金保険料を一括納付した。46年2月2日に、役所の窓口で一括納付した金額に不足があったと言われたので、追加の保険料を納付した。

その時の納付書・領収証書があり、その納付書・領収証書には不足分の納付についてメモ書きがあるので、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月5日に41年8月から45年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、申立人が所持する45年10月5日付け納付書・領収証書には、納付期間が「昭和41年8月分から45年3月分、44月間」と記載されており、当時未納であった期間が正しく記載されている。

また、前述の納付書・領収証書に記載された保険料額は第1回特例納付期間であるにもかかわらず、すべての未納期間について、現年度で算出した保険料額が記載されていることから、本来納付すべき特例納付及び過年度の保険料額を算出する際に、行政側の事務処理に誤りがあったことが確認できる。

さらに、申立人は納付期間が「昭和42年1月分から同年3月分の国民年金保険料の不足分」と記載された昭和46年2月2日付けの納付書・領収証書を保管しており、申立人夫婦には、申立期間を含む未納保険料すべてを納付する意思が有ったことは明らかであることから、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は10か月と短期間である上、申立期間を除き、申立人夫

婦は国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

なお、申立人が主張する昭和45年10月5日付け納付書・領収証書の余白に記載されているメモ書きについては、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録から、当該メモ書きは申立期間に係るものではなく、昭和45年度の保険料を46年2月2日に納付したものであると判断できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から43年3月まで

昭和45年10月5日に、41年8月までさかのぼって夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、それまでの国民年金保険料を一括納付した。46年2月2日に、役所の窓口で一括納付した金額に不足があったと言われたので、追加の保険料を納付した。

その時の納付書・領収証書が有り、その納付書・領収証書には不足分の納付についてメモ書きがあるので、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月5日に41年8月から45年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、申立人が所持する45年10月5日付け納付書・領収証書には、納付期間が「昭和41年9月分から45年3月分、43月間」と記載されているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳には、申立期間を除く41年8月から45年3月までの国民年金保険料を45年10月5日に納付したと記録されていることから、当時未納であった期間を行政側が記載誤りしたことが確認できる。

また、前述の納付書・領収証書に記載された保険料額は第1回特例納付期間であるにもかかわらず、昭和41年8月からのすべての未納期間について、現年度で算出した保険料額が記載されていることから、本来納付すべき特例納付及び過年度の保険料額を算出する際に、行政側の事務処理に誤りがあったことが確認できる。

さらに、同時に手続をしたとする申立人の夫について、本来納付すべき保険料額を算出する際に事務処理に誤りがあったことが確認できる上、申立人の夫は不足分と記載された昭和46年2月2日付けの納付書・領収証書を保管して

いることから、申立人夫婦には、申立期間を含む未納保険料をすべて納付する意思が有ったことは明らかであり、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は10か月と短期間である上、申立期間を除き、申立人夫婦は国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

なお、申立人が主張する昭和45年10月5日付け納付書・領収証書の余白に記載されているメモ書きについては、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録から、当該メモ書きは申立期間に係るものではなく、昭和45年度の保険料を46年2月2日に納付したものであると判断できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から48年10月まで

昭和46年7月に結婚し、同年11月ごろ、実父に国民年金の加入を勧められたことから、当時、A市B区役所において、国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、最初の1か月分は、加入手続を行った時に同区役所の窓口において納付し、その後は、自宅においてA市の集金人に納付した。

社会保険事務所に国民年金の加入状況について照会したところ、国民年金の加入手続を行った当初の2年間について、加入記録及び保険料の納付記録が無いとの回答であった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した経緯について、実父から加入を勧められたためであるとし、また、加入手続を行った時期については、昭和47年4月に誕生する長男のつわりが落ち着いた46年11月ごろであったとしており、国民年金の加入経緯及び加入時期についての記憶が明確である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所について、昭和46年11月、A市B区役所において、手続を行ったとしているところ、当時、A市B区役所の前身であるA市C支所が同所に所在していたことが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行うことが可能であった上、申立人が記憶する納付金額及び納付方法も当時の状況と一致する。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金の任意加入の資格取得日は、昭和48年11月25日とされているが、同日は日曜日であり、申立人が、同日、国民年金の任意加入の手続を行うことはできなかったものと考えら

れ、申立人の国民年金の資格取得日に不自然な点が認められる。

加えて、社会保険事務所の払出簿では、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号について、申立人の氏名が誤って記載されており、これらの状況を踏まえると、申立人の申立期間に係る納付記録についても、誤って管理されていた可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から48年3月まで

昭和48年10月ごろ、夫が、当時経営していた飲食店兼自宅において、A市の国民年金保険料の集金人を通じ、夫と私の国民年金の加入手続を行った。

その時、保険料の集金人から過去10年分の保険料をさかのぼって納付しなければならないと言われたため、夫が、夫と私の二人の過去10年分の保険料をまとめて一括納付した。

その後の保険料は、夫婦の保険料をまとめて、集金人に納付した。

社会保険事務所の納付記録では、夫が一括納付した保険料のうち、夫の保険料は納付済みとなっているが、私の保険料は未納となっていた。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を一括納付したと主張する時期は、特例納付の実施時期ではないが、管轄の社会保険事務局によると、当時、管内の社会保険事務所では、第1回の特例納付による保険料の納付を認める運用を行っていたとしており、申立人及びその夫が、申立期間の保険料を一括納付することは可能であった。

また、申立人の夫が一括納付したと考えられる金額は、申立人及びその夫が、申立期間の保険料を第1回の特例納付において保険料を一括納付した場合の金額とほぼ一致している上、夫については、申立期間の保険料が納付済みとなっている。

さらに、保険料の納付月が確認できる昭和48年度及び51年度から59年度までの期間の保険料は、夫婦同一月に納付されており、申立人及びその夫は、基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられ、夫が夫婦二人分の保険

料を納付していたとの供述は信用できる。

加えて、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、一度払い出された後取り消され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているほか、夫の申立期間に係る納付記録についても訂正されており、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付記録について、社会保険事務所の事務処理に過誤があった状況がうかがえる。

その上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫は、申立人の申立期間も含め、保険料を完納しており、申立人及びその夫は、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 954

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月及び同年7月

年金記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付の事実が確認できないとの回答であったが、私は国民年金制度が始まって以降国民の義務として加入し保険料を納付してきており、昭和45年4月から48年12月まで会社に勤務していた間は厚生年金保険に加入していた。

昭和49年1月以降は国民年金に再加入し、60歳到達時まできちんと年金保険料を納付していた。申立期間当時は、役場の窓口で自分が夫の保険料と併せて数月分をまとめて納付書で納付していたので、私だけが未納とされていることには納得できない。なお、申立期間はどこへも勤務していなかったため、国民年金未加入となっていることは理解できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、昭和39年2月以前に国民年金手帳記号番号を連番で取得し、申立人は、申立期間と厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料の未納期間が無い上、申立人の夫も36年4月から60歳到達月まで国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫は、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の記録から、昭和50年10月及び同年12月に特例納付し、それ以前の未納期間をすべて解消していることが確認でき、夫婦共に納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立期間当時、夫婦の国民年金保険料の納付は、妻である申立人が担当しており、納付年月が判明している申立期間前後の昭和50年4月から60年3月までの夫婦の記録は申立期間を除き全く同一であることから、申立人が申立期間2か月分の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳には、昭和 51 年 6 月 1 日に資格喪失、同年 8 月 1 日に資格取得した記録があり、申立期間は国民年金未加入期間であるが、申立人は資格喪失届及び資格取得届を提出した記憶が無い上、社会保険庁の記録にも厚生年金保険の加入記録が見当たらないなど、当時、専業主婦であった申立人が国民年金の被保険者資格を喪失する理由が見当たらないことから、社会保険庁の記録は不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月及び同年10月

昭和37年2月から国民年金に加入し、国民年金保険料は前納により納付してきた。

昭和50年4月から会社勤めをし厚生年金保険に加入したが、同年9月に辞めたので国民年金への切替手続きを行い、家業の農業に従事した後、同年11月から再び会社勤めを始めて厚生年金保険に再加入した。

しかし、昭和51年2月に50年4月から51年6月までの保険料が還付された際に申立期間の保険料も含まれていたことが、最近判明した。

本来であれば、申立期間の保険料は納付済みとして、そのままにしておくべきであったのに、還付されたことによって未加入期間とされてしまったので、この期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町が保管する国民年金保険料の納付記録及び社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和50年4月から51年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、当該特殊台帳により、51年2月15日の時点で同期間（15か月間）の保険料が、すべて還付されたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和50年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月13日に同資格を喪失後、同年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を再取得したことが確認でき、同年4月から同年8月までの期間及び同年11月から51年6月までの期間が重複納付期間となることから、当該期間が、本来の国民年金保険料還付処理期間であると認められるが、厚生年金保険被保険者期間でなかった申立期間につい

ては、国民年金の強制被保険者期間となるべき期間であり、還付処理を行ってはならない期間である。

また、昭和 51 年 2 月に行われた還付手続では、当該強制被保険者期間についても還付が行われ、その結果、申立期間が未加入期間とされてしまっている。

さらに、国の国民年金保険料徴収権は、その後 2 年間は消滅しないにもかかわらず、この間に記録を訂正する手続が行われた形跡も認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和30年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から同年6月16日まで

昭和30年5月20日付けでA社B支店から同社C支店に転勤となったが、厚生年金保険被保険者記録では、同社B支店で同年5月1日に資格喪失し、同社C支店で同年6月16日に資格取得となっている。支店間を異動しただけであり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事発令通知の写し及び同僚等の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年5月20日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録では、A社B支店における厚生年金保険の資格喪失日は昭和30年5月1日となっているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は同年5月20日となっていることが確認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和30年6月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月31日から同年4月1日まで

昭和25年10月10日から平成2年6月30日まで、A社の社員として継続勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

社会保険庁へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社C支店での勤務期間が1か月不足していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主から提出された異動の日付が確認できる職員台帳により、申立人は昭和25年10月10日から平成2年6月30日までA社に継続勤務し（昭和37年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店及び同社D支店における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、厚生年金保険被保険者資格喪失届の作成に当たり、資格喪失日の記載を誤ったと回答していることから、事業主が昭和37年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの

の、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 21 日から 35 年 5 月 21 日まで
国民年金記録の確認で社会保険事務所へ行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていると回答があった。
しかしながら、当時は入院中で手続を行うことができなかつた上、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立期間に係る事業所が、「本人から脱退手当金の受給希望があつた場合のみ、請求手続を行い、事業所が独自に作成していた厚生年金加入者名簿の備考欄に「退職時脱退手当金請求」と記載していたが、申立人が記載されている部分の備考欄には「5/20 本人へ手渡す」と記載されているので、申立人には厚生年金保険被保険者証だけを渡し、会社では脱退手当金の請求はしていない。」と回答していることと、ii) 社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿において、申立人が記載されているページと前後5ページに記載されている女性被保険者のうち申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後4年以内に資格喪失した者で2年以上の被保険者期間のある者は43人おり、そのうち34人に支給記録が確認でき、そのうち連絡の取れた者5人のうち二人は、脱退手当金を請求するために社会保険事務所に行った記憶があると供述していることを併せて判断すると、申立人について事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、間もなくして国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金保険料を25年6か月間納付している上、その後も厚生年金保険及び国民年金に継続して加入していること

を踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、申立人は、「病気のため退職する1か月前から3か月間入院しており、その間事業所と直接接触过くない上、その後も3か月間の自宅療養を経て更に6か月間も再入院したので、手続きができる状態ではなかった。」と供述しているところ、その当時の同僚が「申立人は退職する前に入院していた、私は面会に行った記憶がある。」と供述していることを踏まえると、脱退手当金の請求手続を行うことができなかつたとする申立内容について信ぴょう性が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和37年12月26日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月26日から38年1月25日まで
② 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

申立期間①については、昭和37年12月26日付けでA社C営業所から同社本社へ異動したが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年12月26日付け同社C営業所資格喪失、38年1月25日付け同社本社資格取得となっている。本社、営業所間を異動しただけであり、継続して勤務していた。

申立期間②については、A社本社を昭和43年3月31日付けで退職したと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年3月31日資格喪失となっている。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年12月26日付けでA社C営業所から同社本社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和38年1月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、B社人事部によると、申立期間②当時、自己都合退職者の退職日は、申出の最終営業日を退職日とする慣例の存在を示唆しており、申立人が当該事業所における自己の退職日と主張する昭和43年3月31日は日曜日であり、この慣例からすると、申立人に係る退職日は、最終営業日である同年3月30日であることが推認される。

さらに、当該事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録では、離職日が昭和43年3月30日となっており、当該事業所人事部の供述と符合する。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を月末日に喪失している者27人の記録を確認したところ、全員が、当該事業所における就業規則において休業日と規定される日曜日か12月31日であった。

その上、上述の27人のうち連絡の取れた退職に伴う厚生年金保険の被保険者資格喪失者8人について、6人は具体的な退職日の記憶は無かったが、退職及び厚生年金保険被保険者資格喪失の時期について、誤りは無かったと述べており、二人は退職する月の月末最終営業日まで勤めて退職したと記憶していると供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和40年6月1日、資格喪失日は41年7月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から41年7月1日まで
昭和40年6月1日から41年6月30日まで、A社B工場に勤務していた。A社の正式名称は記憶していないが、同事業所から郵送されたはがきがあり、内容が健康保険証に関することなので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、申立人と生年及び名前の表記が相違する（「昭和11年」生まれが「昭和14年」生まれに、「C」が「D」になっている。）被保険者記録が確認できるとともに、その資格取得日は昭和40年6月1日、資格喪失日は41年7月1日とされている。

また、当該記録は、被保険者名簿に記載されている厚生年金保険の記号番号がxxxx-xxxxxxとなっており、申立人の記号番号（yyyy-yyyyyy）と相違していることから社会保険庁のオンライン記録には収録されていないが、i）申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる当該事業所からのはがきを所持していること、ii）申立人は、就職が有利になるように、自分の生年月日を昭和14年E月F日として届け出たとしており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証及び失業保険被保険者証の生年月日も同日になっ

ていること、iii) 厚生年金保険被保険者証払出簿によると、yyyy-yyyyyy は申立期間前にG社において払い出された申立人の番号であり、xxxx-xxxxxx は別人の番号とされているが、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証において申立人の記号番号は yyyyy-yyyyyy であることが確認できることから判断すると、社会保険事務所が申立事業所の被保険者名簿に記号番号を転記する際に誤ったものと考えられ、当該記録は申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録と推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人について昭和40年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出、及び41年7月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行い、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年6月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立期間の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から同年11月1日まで

昭和33年4月1日にA社に入社しB部に配属された後、35年10月1日に同社C支店の開設に伴い転勤したが、37年6月1日に本社B部へ戻った。同年秋に本社が移転したが、移転するまでの間の年金記録が欠落している。平成7年7月31日に退職するまで、継続してA社関連の会社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった異動辞令簿の写し、D健康保険組合の加入記録、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人がA社に申立期間において継続して勤務していたことが認められる（昭和37年6月1日にA社C支店E部から同社本社B部に異動）。

また、当該事業主に照会したところ「申立期間について、申立人は本社B部に勤務していたことは間違いなく、給与から厚生年金保険料を控除していなかったことは考えられない。」と述べている。

さらに、申立人の供述等からB部で一緒に勤務していたことが確認できる同僚5人及び異動辞令簿から申立人と同日に同社本社B部からF支店G部に異動となった申立人の前任者の社会保険事務所の記録を確認したところ、申立期間は全員が厚生年金保険に継続して加入している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和37年11月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の書類等が残されていないためこれを確認できないことから不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年6月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月31日から同年9月1日まで

昭和44年9月1日付けで、A社C出張所から同社本社に異動したが、社会保険庁の記録によれば、43年8月については厚生年金保険に未加入となっている。

厚生年金保険料が給与から控除されたことが確認できる給与明細書を保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書及びB社が保管する人事記録カードにより、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年9月1日にA社C出張所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和44年7月の社会保険事務所の記録及び申立人が保管する同年8月分及び9月分の給与明細書から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同

日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和32年3月5日）及び資格取得日（昭和32年6月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月5日から同年6月10日まで

昭和19年8月にA社に入社し、C業務等の担当者として46年3月まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等はないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B支店において昭和30年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年3月5日に資格を喪失後、同年6月10日に同支店において再度資格を取得しており、32年3月から同年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の被保険者記録及びA社が保管する職歴情報概要から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該職歴情報概要により、申立人は、申立期間においてはA社D事業所に勤務していたことが確認できるところ、申立人の同僚が、「申立人は、

当時、C業務のE職として、A社B支店から同社D事業所に長期出張していたものであり、社会保険の加入は同社B支店で継続しているはずである。」と供述している上、同人の供述により、申立人と一緒にC業務のE職として同社B支店から同社D事業所に長期出張していたことが判明した者は、社会保険事務所の記録によると、申立期間について同社B支店において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。さらに、上述の同僚は、「当時は、自分も申立人と同じ立場であり、E職として長期出張することが多かった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、同人も申立期間当時、A社B支店において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和32年2月及び同年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年12月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月30日から31年1月10日まで

昭和30年4月にA社に入社し、平成6年6月に退職するまで継続して同社に勤務していたが、同社B営業所から研修のため同社C本社に異動した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に同期入社し、申立人と同時に同社C本社で研修を受けたことが確認された複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年12月30日に同社B営業所から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年1月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和35年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月21日から36年9月1日まで

昭和32年4月1日にA社B支社に入社し、同社C事業所での養成期間を経た後、35年3月21日付けで同社B支社に配属されたが、定年が迫った平成12年8月に、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同支社に勤務した期間のうち、昭和35年3月21日から36年9月1日までの期間について、同保険の加入記録が欠落していることが分かった。

給与明細書等の資料は無いが、定年まで離職したことは無いため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社B支社の人事記録及び当時の同僚の同事業所における養成期間に係る具体的な供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年3月21日にA社C事業所から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支社における昭和36年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人が昭和35年3月21日にA社B

支社において厚生年金保険被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行うべき2回の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主が昭和36年9月1日を申立人のA社B支社における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る35年3月から36年8月までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
結婚後は、妻が私の国民年金保険料を納付してくれていたが、結婚前は実家の父が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたかもしれないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、申立人の父も亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録から昭和 41 年 5 月に夫婦連続番号で払い出されていることが確認でき、それ以前の申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる上、手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち 36 年 4 月から 39 年 3 月までは時効により納付できない期間であり、過年度分として納付可能な 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間については、当時、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も未納記録となっている。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 957

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から53年3月までの期間及び61年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から53年3月まで
② 昭和61年4月から63年3月まで

国民年金の加入手続について、既に他界している父親が行っていたため時期、場所、保険料の金額及び納付方法など全く分からない。

申立期間に係る国民年金保険料の納付書や領収書は見たことが無いが、厳格な父親であり、保険料は納付書で定期的に納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の父親は平成11年1月に他界している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年5月ごろと確認できることから、その時点で、申立期間①の保険料のほとんどは時効により納付できない。

さらに、申立期間②の期間については婚姻後の期間であるが、申立人の妻も申立期間は未納となっている。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 958

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から60年3月まで

昭和36年8月に国民年金の任意加入手続を行い、満60歳に達するまでの約20年間、国民年金保険料をすべて納付してきた。

満60歳に達した昭和57年3月に国民年金の資格を継続する手続を行い、60年4月に入院するまでの期間についても保険料を納付してきた。

納付方法等は記憶に無いが、申立期間の国民年金保険料について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

日本国内に居住する60歳以上65歳未満の者が国民年金に任意加入できる制度が始まったのは昭和61年4月からであり、申立人は申立期間については、制度上、国民年金の被保険者となり得ず、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「満60歳に達した昭和57年3月に国民年金を継続する手続を行い保険料を納付してきた。」とする一方、電話による補足調査においては、「何の目的で区役所に行ったのか思い出せない。」と述べており、申立期間に係る国民年金保険料の納付場所及び納付方法など、申立人から具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 959

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年10月まで

昭和36年か37年ごろ、A市役所B出張所で国民年金加入手続を行い、保険料も同出張所で納付した。婚姻を契機に38年に転居し引き続き管轄する出張所で保険料を納付したと思う。国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に貼付したことを記憶している。

申立期間について、自分が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙が切り取られ割印が押されている。申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料納付の証拠と主張する国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙の切取線の割印は、当時、「国民年金市町村事務取扱準則」の規定により、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金印紙検認台紙を切り離す際に押印することと定められており、A市においても、申立期間当時、規定どおりの割印の取扱いが行われていたことが確認できる。

また、昭和37年9月28日付けで発行された申立人の国民年金手帳の申立期間の「国民年金印紙検認記録」欄には保険料の納付を示す検認印が無い上、申立人から、申立期間の保険料の納付方法について、国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に貼り付けて納付したという以外に、具体的な供述は得られない。

さらに、申立期間が43か月と長期間であるとともに、申立期間のほかにも、国民年金の強制加入対象期間でありながら未納となっている期間があり、その妻は、国民年金強制被保険者となるべき期間について納付していないことなど、夫婦共に納付意識が高かったとは認められない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年1月までの期間及び49年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から48年1月まで
② 昭和49年2月から同年5月まで

友人に勧められて昭和44年ごろに国民年金に加入し、申立期間の保険料は市役所ですべて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金加入手続等の記憶が定かではなく、申立期間に係る国民年金保険料は納付書により納付したと供述しているが、A市において納付書による納付方法は昭和48年4月からであることが確認でき、申立人が主張している申立期間①の納付方法とは一致しない。

また、申立期間に係る国民年金手帳記号番号の払出しについて、昭和43年5月ごろから49年6月ごろまでに払い出されたと推定される約5万件の払出簿の縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録から昭和52年9月6日に払い出されていることが確認できることから、そのころに申立人が国民年金の任意加入手続を行ったと推認され、その時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は、いずれも時効により納付できない期間である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 961

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年1月まで

国民年金については、A町の実家からB市に転出する時に、父親から「今後は自分で納付しなさい。」と言われた記憶がある。その時に国民年金手帳を預かったかどうかの記憶は定かではないが、同市転入以降は、自分で保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、その父親から「今後は自分で納付しなさい。」と言われた時期は、戸籍の附票でA町からB市に転居した昭和37年10月ごろと確認でき、その際に手渡されたと思われる(申立人は国民年金手帳の受取の記憶は定かではないとしている。)国民年金手帳に係る記号番号は、36年10月に婚姻した際の住所地であるC町役場で交付されていることが社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿の保管区分さかのぼにより確認できることから、申立人の当時の夫が国民年金制度の施行当時に遡り、加入手続及び保険料納付を行ったものと推認できる。

また、申立人は昭和37年1月に離婚していることから、36年10月から37年3月までの保険料を納付していないが、37年4月から39年9月までの保険料については、申立人の父親及び申立人が保険料を納付していたものと推認できる。

しかしながら、申立人には、申立期間以外にも、平成20年8月11日に行われた厚生年金保険の被保険者記録と国民年金の被保険者記録の統合処理により確定した保険料未納期間が存在するが、統合前の国民年金納付記録では、申

立期間を含む昭和 39 年 10 月から 50 年 8 月までの期間がすべて保険料未納期間であることが確認でき、申立人は、40 年 2 月に加入した厚生年金保険の資格を喪失した同年 10 月以降の保険料は納付していないと認めている。

さらに、昭和 40 年 2 月からの期間について、申立人はその当時、厚生年金保険に加入していたという認識は無かったとしているが、その一方で申立期間と同様に国民年金保険料を納付していたという供述は無く、申立期間を含めて未納が連続していた状況は、不自然とは言い難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付した事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの期間、40年1月から同年3月までの期間、41年1月から同年3月までの期間、42年1月から同年3月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで
③ 昭和41年1月から同年3月まで
④ 昭和42年1月から同年3月まで
⑤ 昭和43年1月から同年3月まで

A町でB関係の仕事に従事していたが、毎年、1月から3月までの冬期間は仕事が無く厚生年金保険が切れるので、国民年金に加入していた。

各申立期間に係る国民年金保険料の納付については、申立期間①は結婚前なので、私が役場で納付したと記憶しており、結婚後は妻が保険料をまとめて町内会の集金人に納付していたはずなので、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間について、いずれも厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無い上、申立人が所持する国民年金手帳には「資格喪失昭和37年6月1日」（平成19年12月に「資格喪失昭和38年4月1日」に訂正）の後に、資格取得及び資格喪失の年月日の記録が無く、各申立期間において国民年金に加入した形跡が見当たらない。

また、A町では、各申立期間当時、印紙検認方式による国民年金保険料の収納が行われていたが、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間①から③までに係る昭和38年度から40年度までの国民年金印紙検認記録欄に検認印が無い上、当該期間の印紙検認台紙も切り取られずに残っており、印紙で納付さ

れた形跡が見当たらない。

さらに、申立期間④及び⑤については、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金手帳には、両期間の検認印が確認できるものの、申立人は、当該期間の保険料納付に必要な昭和 41 年度以降に使用する手帳の交付を A 町から受けた記憶が無い上、申立人の妻も、申立人の保険料を一緒に納付した記憶が無い。

加えて、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されているなどの各申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 963

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

国民年金保険料は、昭和36年4月から実家に集金に来ていた役場の人に、その都度納付していた。申立期間は、結婚により住所が変わった時期で、40年4月以降も引き続き同じ人が集金に来ていた。年金をもらう時に調べてもらったところ、申立期間が未納になっていることを初めて知り、すごく悔しい思いをした。申立期間当時、主人と私は共に働いていたためお金に不自由しておらず、税金や保険料を滞納することは一度も無かった。証拠となる資料は残っていないが、申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する昭和45年4月2日発行の国民年金手帳には、40年6月の婚姻届に伴う変更後の氏名及び変更後の住所欄に「45年3月4日変更」と記載されていることが確認でき、婚姻前から自宅に来ていたとする同じ集金人が、申立人の婚姻届から4年10か月もの間、国民年金手帳の氏名及び住所欄を変更せずに放置していたとは考え難く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳には、申立期間のうちA町（現在は、「B町」）に在住していた昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を45年4月15日に納付したC市の検認印が確認でき、A町の集金人に納付したとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続は申立人の両親が行ったとして、申立人自身は関与しておらず、申立期間当時の国民年金手帳を受け取った記憶も明確でない上、申立期間当時、申立人の夫は国民年金に未加入であったことが

確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 964

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

平成5年4月からA学校に通うため、会社を休職した際に会社から免除の手続を勧められたので、同年4月から6年3月までの免除手続を社会保険事務所で行った。また、6年4月に同年4月から7年3月までの免除手続を社会保険事務所で行った。申立期間が未納とされていることに納得できないので、免除の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録から、平成20年7月29日に国民年金の第3号被保険者の資格取得手続を行っており、同日に20歳到達月までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、制度上、申請免除手続を行うことはできない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続をした記憶が無い上、申立人が住民登録していたB町（現在は、C町、D市及びE市の国民年金加入記録においても、申立人が国民年金に加入した形跡は見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、国民年金記号番号及び初めて被保険者になった日付の記載が無い上、基礎年金番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る免除申請承認通知書を受け取った記憶が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請書本人控等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

昭和42年4月に、国民年金の加入手続をするためA市の出張所へ行ったが、担当職員から「まとめて納付しないと加入できない。」と言われた。

このため、再度同出張所へ行き、昭和42年4月から43年3月までの保険料を一括納付しているはずなので、申立期間について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、まとめて納付したとする際の国民年金保険料の納付月数を明確に記憶していないなど、保険料の納付に関する具体的な記憶が曖昧である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、昭和42年4月に国民年金の加入手続に行った際、A市の出張所の担当職員から「まとめて保険料を納付しないと加入できない。」と言われたとしているが、申立人は国民年金制度開始前の36年2月から42年3月まで国家公務員共済組合に加入していることが確認でき、その時点では、保険料を遡^{さかのぼ}って納付する必要、又は前納する必要が無いことから、申立内容に不自然な点がみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年4月ごろに払い出されたことが推認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により納付できない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 1 日から 61 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社は、昭和 61 年 2 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

B社が親会社でその子会社であるC社から独立し、A社として昭和 60 年 1 月 24 日に会社を設立した。61 年 2 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、60 年 2 月 1 日に、事業主である自分が社会保険の加入手続を行っており、1 年間も社会保険に加入していないとは考えられず、申立期間に病気で入院し健康保険証も使用しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の健康保険厚生年金保険事業所名簿において、A社の厚生年金保険の適用年月日は、昭和 61 年 2 月 1 日と記載されている。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の記録は、「整理番号*番、昭和 61 年 2 月 1 日資格取得」と記載されており、申立人を含めた7人が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所において厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者7人について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間においては、厚生年金保険に加入していることが確認できないとともに、申立人を含む7人全員が、前事業所を退職後、健康保険の任意継続の手続きを行い、健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できる上、申立人を含む複数の者の同被保険者資格喪失日は昭和 61 年 2 月 1 日になっていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録により当該事業所において、厚生年金保険の

適用時に厚生年金保険の被保険者であった者に照会したところ、複数の者が、「申立期間は厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料も控除されていなかった。また、健康保険は任意継続被保険者として自分で保険料を納付していた。」と供述している。

その上、当該事業所は、商業登記簿によると設立年月日が昭和 60 年 1 月 24 日となっていて、申立人の主張する時期と一致しているものの、健康保険厚生年金保険新規適用事業所通知書、口座振替の記録及び領収済通知書等の資料が保管されておらず、申立てに係る事実を確認できる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 35 年 7 月 31 日まで
② 昭和 37 年 2 月 2 日から同年 3 月 31 日まで

A社B事業所C支所には、昭和 33 年 4 月から 37 年 3 月 31 日まで勤務していたが、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は 35 年 8 月 1 日、資格喪失日は 37 年 2 月 2 日とされていることから、両申立期間における厚生年金保険の加入記録が無く、私の勤務実績とは相違している。

両申立期間においては、間違いなく当該事業所に勤務していたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ、事業主は「確認できる資料が無いため、全く不明である。」と供述している上、申立期間当時の社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人の両申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

2 申立期間①については、同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間①において、A社B事業所C支所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録により、申立期間①における当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得記録が確認できる第2種被保険者である同僚 16 人のうち所在が特定できた 10 人に照会したところ、4人

から回答が得られ、このうち3人が「入社後一定期間は、試用期間があった。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所には一定期間の試用期間があったことが推定される。

また、前述の同僚4人全員について、当該同僚本人が記憶している入社日と社会保険事務所の記録による当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日とが、最大で64か月間相違していることが確認できること、及びこのうち3人が「試用期間は厚生年金保険には加入しておらず、同期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶は無い。」と供述していることを併せて判断すると、申立人についても、当該事業所で、入社日から一定期間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった状況がうかがわれる。

3 申立期間②については、申立人はA社B事業所C支所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、前述の同僚4人のうち、社会保険事務所の記録により申立期間②についても当該事業所に係る厚生年金保険被保険者であることが確認できる二人に照会した結果においても、申立人が申立期間②において、当該事業所に勤務していたことを裏付けるような供述を得ることはできなかった。

また、前述の同僚4人全員が「当該事業所における退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日とは一致している。」と供述していること、及びこのうち3人は「当該事業所では、退職日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失することは無かった。」と供述していることを併せて判断すると、申立人についても、当該事業所における退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日とは一致しているものと推認することができる。

4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 10 日から 39 年 4 月 25 日まで
申立期間について昭和 39 年 6 月 5 日に脱退手当金が支給されたことになっている。私は脱退手当金を請求した覚えも無く、また、受け取った記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

なお、申立期間より前に脱退手当金が未請求の厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該期間について申立人が被保険者期間として知ったのは平成 20 年 1 月であると供述しているとともに、申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されていたことから、脱退手当金の計算の基礎とすべき期間から欠落したものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月4日から27年1月21日まで
社会保険事務所で、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については、脱退手当金として支給済みとの回答があった。
私には、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、当該期間を厚生年金保険の年金額に反映する期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和27年7月16日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前である上、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を結婚退職後、再就職する考えが無かったとする申立人の供述からみて、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立期間に係る事業所では当時における脱退手当金の取扱いについて「退職する者には脱退手当金に関する説明を口頭で行っていた。」と回答している。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月ごろから平成 3 年 9 月 1 日まで
昭和 58 年 9 月、A社のB施設にC業務を行う臨時社員として採用され、3か月程度経過後に正社員となり勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、平成 3 年 9 月 1 日に厚生年金保険に加入したことになる。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 63 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部は適用事業所に該当していなかったことが確認でき、厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、適用以前は別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらず、事業主も、適用以前には国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前に記憶がなく、事業主も所在が確認できないため、これらの者から申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた者に照会したところ、「申立人と一緒に勤

務していた。厚生年金保険の加入について、事業主に要請したが、事業主負担があるため拒否された。その後、行政機関からの指導で加入することになったが、加入したのは正社員のみで、申立人を含めた準社員はさらに遅れて加入した。加入以前に厚生年金保険料が給与から控除されていたことは無かった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月ごろから同年 11 月ごろまで
② 昭和 51 年 12 月ごろから 52 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会申出書を提出したところ、両申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

申立期間①については、A市にあったB社でC職として勤務していた。

申立期間②については、D社でC職として勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が死亡していることから、一緒に勤務していた同僚の名前、勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについては確認できない。

また、雇用保険の加入記録においても、両申立期間における申立人の記録は存在しない。

2 申立期間①について、社会保険事務所の記録から判明した複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①においてB社(A市)に勤務していたことは認められるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、事業主も死亡していることから、事業主の息

子の妻に照会したところ「当該事業所は、A市で開業していたが人口減により、昭和46年10月にE市に移転した。自分はE市に移ってから事務を担当したため、A市でのことは不明であるが、厚生年金保険に加入したのは、同年12月からだと思う。」と述べている。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所（E市）において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた者に照会したところ「申立人とは当該事業所（A市）で一緒に勤務しており、E市へも一緒に異動した。A市の時は、全員がF健康保険組合に加入しており、厚生年金保険には加入していなかった。」と述べている。

- 3 申立期間②について、申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②において継続してD社に勤務していたことは認められるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和52年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により当該事業所の厚生年金保険適用時から厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた者に照会したところ、「当該事業所は、B社（E市）の事業主の息子が独立して昭和51年12月に開業し、申立人を含めた5人が異動してきた。」としており、社会保険事務所の記録を確認したところ、申立期間②についてはこれら5人全員が厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

なお、前述の5人のうち、申立人を除く4人に照会したところ回答があった二人は、「申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたとは思いますが、具体的に記憶しているわけではなく、給与明細書等も無い。」と述べている。

加えて、当該事業所の事務担当者に照会したところ、「昭和51年12月に開業したが、厚生年金保険の加入手続は遅れてしまい、52年2月1日からの適用になった。同保険の適用以前は、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と述べている。

- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から22年6月2日まで
申立期間はA市にあったB社に勤務し、C業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、A市に所在するB社が、厚生年金保険の適用事業所であった形跡はない。

また、登記簿の記録を調査しても、申立期間当時、当該事業所が申立ての地域に存在していたことは確認できなかった。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚二人のうち一人は、申立人が名字しか記憶していないため個人を特定することができないほか、社会保険事務所の記録によると、他の一人と氏名が一致する者が厚生年金保険の被保険者であった形跡はない上、同人についても個人を特定することができないことから、これらの者から当該事業所の状況、申立人の勤務状況等について確認することができず、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 12 月 21 日から 45 年 4 月 16 日まで
② 昭和 48 年 11 月 30 日から 49 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 52 年 12 月 21 日から 53 年 6 月 6 日まで
④ 昭和 54 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

昭和 43 年 9 月から 54 年 3 月まで A 社に B 職として勤務していたが、各申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。C 材や D 材を季節に関係なく取り扱う仕事であったため、冬期間も給料をもらっており、失業保険を受給した記憶も無い。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A 社は平成 18 年 4 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務状況及び同保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、昭和 43 年から 54 年までの期間において当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、申立人と同様に、各年のおおむね 12 月から 4 月までの冬期間において同保険に加入していない期間が確認できるとともに、当該 3 人のうち生存が確認された二人に照会したところ、回答があった一人は、「当該事業所では、C 材などを中心に扱っていたため、その年によっても異なるが、冬期間に業務が無い場合にはいったん退職して失業保険を受給し、春から改めて採用されることが多かった。」と

供述している。さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所において申立人と同様に複数の厚生年金保険加入期間が確認できるとともに、生存が確認された4人に照会したところ、回答のあった二人のうち一人は、「当該事業所では、一年中仕事が継続する年もあれば、冬期間に仕事が無く、失業保険を受給する年もあった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、冬期間については仕事の有無に応じてB職従事者を雇用しており、雇用した場合には厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における雇用保険の加入期間は厚生年金保険の加入期間とおおむね一致していることが確認できる上、申立期間③及び④については、それぞれ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した当日又は前日に離職票が交付され、求職者給付の受給手続が行われたことが確認できるほか、上述の同僚一人及び当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者二人からも、申立人が各申立期間において当該事業所に勤務していたことを裏付ける具体的な供述は得られず、ほかに申立人が各申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として同保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 20 日から 53 年 10 月 30 日まで
昭和 40 年 2 月から 53 年 10 月まで A 社（昭和 44 年 12 月 22 日から B 社）に継続して勤務しており、申立期間においては同社の事業主であったが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時は事業が全盛期で収益も多く、厚生年金保険料を滞納することは考えられない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、B 社は、申立人が当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 47 年 7 月 20 日に同保険の適用事業所に該当なくなっている上、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は、いずれも、同日以前に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において昭和 46 年 12 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、申立期間については当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い上、同人の所在は不明であることから、同人から申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに生存が確認された者 5 人に照会したところ、回答があった 4 人のうち、当該事業所で C 部長であったとの供述が得られた者を含む二人は、いずれも、「当該事業所は、昭和 47 年 7 月に事業不振により倒産しており、厚生年金保険被保険者資格はその時点で喪失して

いる。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、当該二人は、いずれも、昭和47年7月19日に当該事業所における同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる。その上、登記簿の記録により、当該事業所が、商法（明治32年法律第48号）第406条の3第1項の規定に基づき、法務局による休眠会社の整理が行われた結果、昭和54年12月3日付けで解散の登記が行われたことが確認できるとともに、当該休眠会社の整理が5年以上登記の無い株式会社について行われるものであること、及び登記簿の記録で確認できる当該事業所に係る最後の登記年月日が46年2月2日であることを踏まえると、当該事業所は、申立期間中には既に休眠状態にあったと考えられ、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月30日から43年1月1日まで

昭和26年4月から43年12月までA社B事業所に継続して勤務しており、申立期間については、同事業所が42年4月に閉所した後の残務整理に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社B事業所は、申立人が当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和42年7月30日に同保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚6人のうち、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる二人は、いずれも同日に被保険者資格を喪失したことが確認できるとともに、申立期間においては同保険の被保険者であった形跡が無い。

また、上述の同僚二人、及び社会保険事務所の記録により、当該事業所において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる者9人のうち、当該二人以外に生存及び所在が確認できた一人に照会したところ、申立人と同様に閉所後の残務整理に従事していたとの供述が得られたものの、いずれも、「自分が当該事業所に勤務していたのは昭和42年7月末までであり、その時点で残務整理は終了した。」と供述している上、当該3人のうち、申立人と一緒に勤務していたとの供述が得られた二人は、いずれも、「申立人が当該事業所に勤務していたのも同年7月までである。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわ

せる事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人、及び申立人と同日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる上述の9人のうち申立人が同僚として挙げた一人を含む二人は、いずれも、申立期間については当該事業所において健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人が、当該事業所が閉所したと考えられる昭和42年4月16日に当該事業所を離職したことが確認でき、同記録において申立人の申立期間における加入記録は存在しない。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 36 年 1 月まで
大学卒業後、昭和 34 年 4 月に A 社 B 支社に入社し、36 年 1 月まで勤務していた。仕事の内容は、営業をしていた。
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。
申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に A 社 B 支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、平成 12 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、13 年 3 月 31 日に解散しており、当該事業所の清算人は、「申立期間当時の関係書類が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、確認できない。」としていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立人及び複数の同僚が、当該事業所の経理担当者として名前を挙げた同僚からは、「私は、当該事業所では、集金業務を担当していた。経理事務を担当したことは無く、当該事業所における厚生年金保険の取扱いについては、承知していない。」との供述があり、当時の事務担当者を特定できないことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち、連絡先が確認できた二人は、いずれも本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険に

加入した時期が異なっており、厚生年金保険への加入は、入社後、6か月から2年後であったと供述しているほか、入社時は申立人と同一職種のC職であったとしている同僚一人からは、「C職を担当していた時は、厚生年金保険料を控除されておらず、厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入したのは、入社してから2年後に業務内容がC職からD業務に変わってからである。」との供述があった。

加えて、社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚4人について、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、これら同僚4人は、いずれも入社当初は、申立人と同じC職であったとしているが、採用時期から資格取得日までは一律ではなく、入社後5か月から1年5か月後となっており、従業員ごとに異なることが確認できる上、これら同僚4人のうち、二人からは、「当該事業所では、C職は、厚生年金保険料を控除されておらず、厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入したのは、支部長になってからである。」との供述があった。

このことから、当該事業所では、職種、身分等の何らかの基準により、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断し、入社後、一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測される。

その上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。